

隠岐空港喫茶スペース及び周辺用地の利活用 に係る公募要領

この要領は、隠岐空港喫茶スペーステナントおよび隠岐空港周辺用地の利活用策を公募するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 応募内容

(1) 喫茶スペーステナント

①場所

隠岐空港ターミナルビル内・・・別図1参照（赤枠囲い部分）

②利用目的

- ・喫茶・軽食・食堂等（飲食物の提供等）
- ・ワーキングスペース等（無料wifiの設置、作業デスクの設置等）

※島根県空港施設条例に基づく利用許可となります。

③面積

約118㎡（うち専有スペース約24㎡、共有スペース約94㎡）

④使用料

＜参考＞ R8年度 339,720円/年（毎年変動があります）

※初年度は利用開始日より使用料が異なります。

⑤その他必要経費

- ・初期費用
既設設備の他に必要となる厨房設備・機器・備品等
- ・光熱水費
電気・ガス・水道等（別途個別契約となります。）
- ・テナント清掃管理費

⑥原状回復義務

原則として、島根県空港条例に基づき、原状回復義務があります。

⑦営業時間

原則として、定休日なしの午前9時から午後5時まで営業すること。
ただし、提案内容によっては上記時間内での定休を認める場合があります。

⑧営業開始時期

令和9年4月までには営業開始すること。

(2) 周辺用地の利活用

①場所

隠岐空港周辺用地・・・別図2参照（色付き部分）

②利用目的

各種イベント、体験事業など（企画提案による）

※ターゲットは島内外問わず、隠岐空港周辺の賑わいをつくり出すコンテンツとすること。

③使用料

無料

④その他経費

かかる経費については、使用許可段階で協議のうえ決定します。

⑤原状回復義務

原則として、島根県空港条例に基づき、原状回復義務があります。

⑥営業時間

利用目的の性質を鑑み特に指定はしません。

また、周辺住民の迷惑にならないよう配慮すること。（例：深夜の騒音等）

⑦その他留意事項

- ・営業に必要な機材・設備等の設置については、費用負担も含め協議のうえ決定します。
- ・空港施設管理上、利用範囲を制限させていただく場合があります。
- ・その他用地の利用については、協議の上決定します。

⑧営業開始時期

令和9年GWには営業開始すること。

2. 応募要件

上記1.（1）喫茶スペーステナントのみの応募も可とします。ただし、（2）周辺用地利活用のみの応募は認めません。応募にあたっては必ず（1）喫茶スペースの企画提案を含め行うこと。

3. 応募条件

- （1）「1. 募集内容」の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- （2）島根県暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団でないこと。
- （3）消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人県民税等の各種税金を滞納している者でないこと。
- （4）業務を営むに必要な資金調達ができ、かつ事業内容が良好であること。

- (5) 隠岐空港の運営に協力的で、かつ他の空港関係者と協調的であること。
- (6) 島根県の要請により応募した範囲を使用する必要がある場合は協力すること。
- (7) 空港内のルールを守れる方。また、事業に関わる従事者は隠岐空港管理所職員による研修及び訓練に参加すること。
(研修及び訓練は年一回程度実施) 研修：空港内のルールに関すること
訓練：ターミナルビル向けの火災訓練等

4. 応募関係書類の入手方法

- (1) ホームページからダウンロード
次のホームページからダウンロードすることができます。
「島根県ホームページ」
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/port/kikan/oki_kendo/sinnokikuukou.html
「隠岐空港利用促進協議会ホームページ」
<https://oki-airport.jp/>
- (2) 配布場所で受取
島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬 1 8 8 9 - 1 2
島根県隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所
(受付：平日午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分)

5. 応募方法

- (1) 応募受付期間
令和 8 年 8 月 1 日 (土) ～令和 8 年 8 月 3 1 日 (月) 1 7 : 0 0 必着
- (2) 提出書類
 - ・ 応募申込書
 - ※ (1) 喫茶スペーステナント、(2) 周辺用地利活用ごとに別葉で提出ください。
 - ・ その他、参考となる資料があれば添付可
- (3) 施設の見学
令和 8 年 8 月 1 7 日 (月) ～令和 8 年 8 月 2 3 日 (日) の期間内において、事前に隠岐空港管理所の許可を受け、日程調整後、管理所職員の立ち合いのもと可能。
- (4) 提出方法
 - ① 持参 (受付：平日午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分)

②郵送（書留・特定記録等の受付確認のできる方法をお願いします。）

③Eメール（受信確認のため送信完了後に電話連絡をお願いします。）

（５）提出先（問い合わせ先）

①持参・②郵送

〒６８５－００２１

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬１８８９－１２

島根県隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所

③Eメール

E-mail : okikukokanri@pref.shimane.lg.jp

電話：０８５１２－２－０７０３

（受付：平日午前８時３０分～午後５時１５分）

６．審査方法

書類選考の後、対面にて審査を行います。

図 1

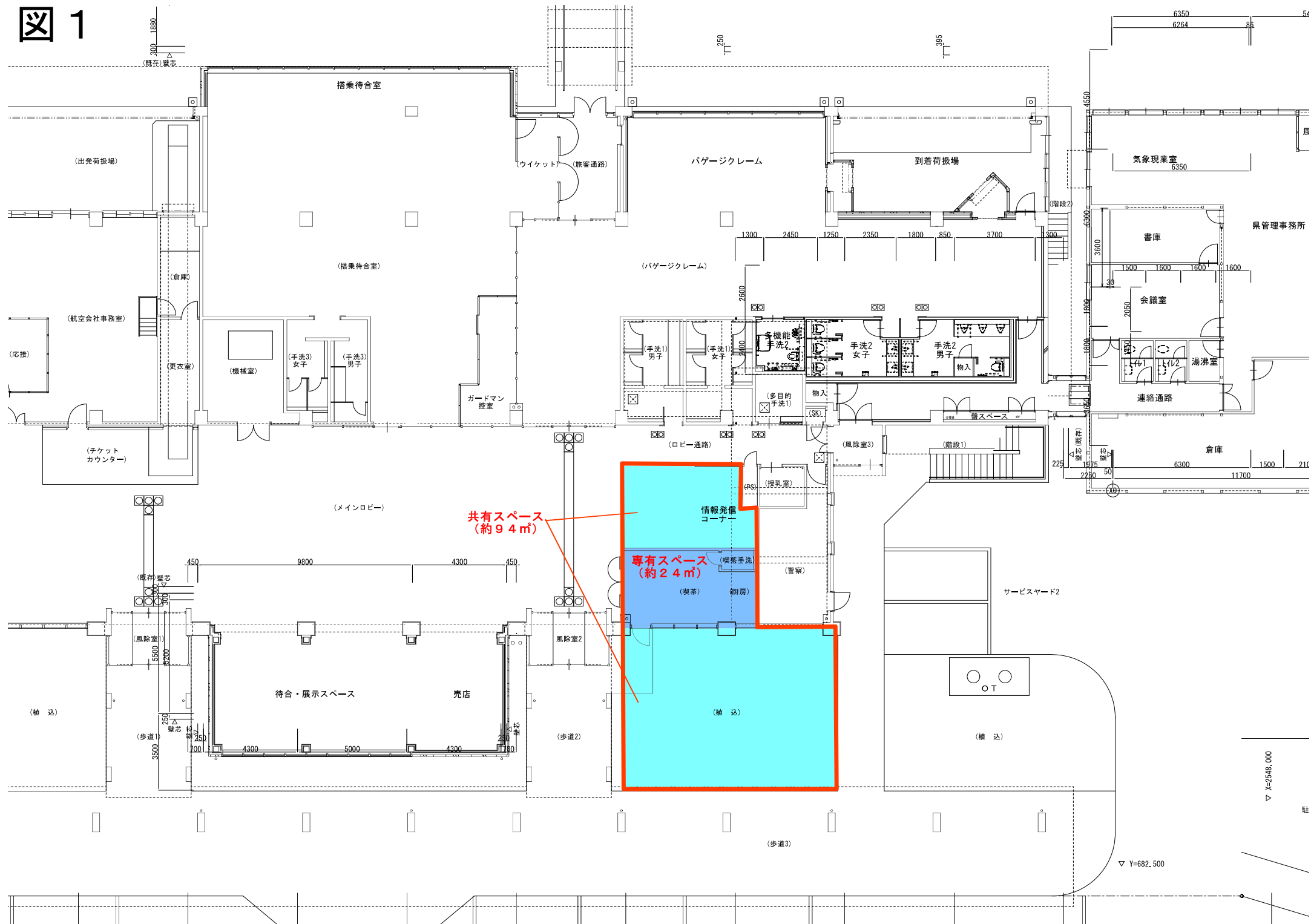


図 2

